平成２１年（フ）第１７７５号
札幌市東区伏古３条２丁目２番26号　佐渡伏古マンション２階204号
債務者　松田　慎一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７６号
札幌市東区伏古３条２丁目２番26号　佐渡伏古マンション２階204号
債務者　松田　裕子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８９号
札幌市北区新川４条８丁目６番７号
債務者　齊藤　直樹
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８００号
札幌市中央区南５条西11丁目1289番地16　マイフラット南５条203号
債務者　木立貴美子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０２号
札幌市豊平区美園３条１丁目１番15号　第１若葉２Ｆ－６
債務者　渡辺　生人
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４７号
札幌市白石区平和通11丁目北２番26－２号
債務者　工藤かおり
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６８号
札幌市東区北28条東17丁目２番15号　サンハイツＡ101号
債務者　酒井　正子（旧姓植松）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１６号
札幌市南区川沿５条２丁目３番50号　コーポ葉月201
債務者　福士　順子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４１号
札幌市手稲区前田２条７丁目６番21号
債務者　木田　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５６号
札幌市中央区北７条西21丁目１番17―301号
債務者　佐々木綾子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６０号
札幌市北区新琴似７条13丁目５番22号　三央ビル303号
債務者　山本　圭太
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８号
北海道登別市鷲別町３丁目45番地４　鷲別団地402
債務者　澤田　　真
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
北海道登別市富士町７丁目６番地３
債務者　折居　志郎
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
北海道室蘭市白鳥台２丁目11番１―502号
債務者　成重　昭彦
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
北海道登別市鷲別町３丁目32番地９
債務者　鎌田　幸雄
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
岩手県奥州市江刺区米里字荒町44番地９
債務者　小成田健一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第７１号
岩手県奥州市水沢区字堀ノ内７番地４－Ａ号棟
債務者　尾川　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部